



宮古労基署ニュース

死亡災害ゼロ継続日数

宮古署管内 令和7年10月1日時点

建設業 1252日

その他の業種674日



第76回全国労働衛生週間

令和7年度の「全国労働衛生週間」スローガン

ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて

ストレスチェックで健康職場

令和7年度 全国労働衛生週間が令和7年10月1日～7日の期間で始まります。
全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など「労働衛生」に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として行われてきたもので、昭和25年の第1回実施以来、今年で第76回を迎えます。

全国労働衛生週間に実施する事項

- 事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- 労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示
- その他労働衛生の意識高揚のための行事などの開催



全国労働衛生週間について詳しくはこちらから →



誰もが安心して健康に働ける職場づくりへのご協力を
お願いします！



※2ページ目には、全国労働衛生週間のスローガンに登場する「ストレスチェック」に関するシンポジウムのお知らせも掲載しています。是非ご覧ください！

過労死等防止対策推進シンポジウムのお知らせ

来月11月は「過労死等防止啓発月間です」

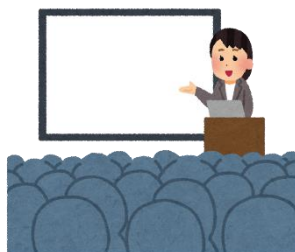
過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ

近年、働きすぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くの方の尊い命が失われ、また心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。本シンポジウムでは、有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族等にもご登壇をいただき、過労死等の現状や課題、防止対策について考えます。

日時

2025年**11月6日**（木）

14：00～16：15（受付13：30～）



場所

サンセール盛岡 3階大ホール

（盛岡市志家町1-10）

※無料駐車場完備（約80台）

参加無料（※要事前申込）

シンポジウムの内容など詳細はこちらから➡



令和7年度職場のメンタルヘルスシンポジウムのお知らせ

先月号の宮古労基署ニュースでお知らせしたとおり、今後労働者数50人未満の事業場に対してもストレスチェックの実施が義務づけられます。本シンポジウムでは、専門家による職場のメンタルヘルス対策についての講演や、中小企業におけるメンタル対策の取り組み事例の紹介、パネルディスカッションが予定されています。

日時

2025年**11月13日**（木）

13：30～16：30

場所

オンライン開催

Zoom参加：要事前申込

（11月6日〆切、先着500名）

YouTube参加：予約不要

問い合わせ先

職場のメンタルヘルス配信事業者

✉ mental-sympo@j-report.jp

参加無料

申込・シンポジウムの内容詳細はこちらから➡



助成金のお知らせ

※ 約8.3%の引き上げ

岩手地方最低賃金審議会は9月16日、岩手県最低賃金に関する異議申し出を審議し、8月下旬の答申どおり**79円の引き上げ（※）**が適当との決定を行いました。これにより、令和7年12月1日から、岩手県最低賃金が**1031円**に引き上げられることが決定しました。今月号では、賃金引き上げの影響を緩和する、助成金などの支援策をご紹介します。

業務改善助成金 助成率最大80%最大600万円

▶設備投資（手作業で行っていた作業について機械を導入することによって業務が効率化する等の投資が該当します。）により生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金」の引き上げを図る中小企業・事業主を支援する助成金です。

要件

- ① 中小企業である
- ② 事業場内の最も低い賃金（時給換算）が**時給952円から1031円未満の範囲内**である
- ③ 従業員の時給を**30円以上**上げたい
※賃金引上げ後の事後申請も可能になりました！
- ④ 生産性向上を図るような**設備投資**をこれからしたいと考えている
※この設備投資等に係る費用を業務改善助成金で助成します。
(助成金の交付決定後に行った設備投資に限る)



申込〆切

11月30日（日）

※郵送、労働局への来局提出の場合は**11月28日（金）** 必着

問い合わせ先

業務改善助成金コールセンター

(TEL 0120-366-440)

詳細はこちらから➡



キャリアアップ助成金①（正社員化コース）

▶就業規則または労働協約その他これに準ずるものに規定した制度に基づき、有期雇用労働者等を正社員化した場合に助成します。

支給額（1人あたり） ※中小企業の場合

対象者	正社員化前雇用形態	
	有期雇用労働者	無期雇用労働者
重点支援対象者	80万円 (40万円×2期)	40万円 (20万円×2期)
上記以外	40万円 (40万円×1期)	20万円 (20万円×1期)



※一定の要件を満たした場合は助成額の加算あり。



重点支援対象者とは…

「雇入れから3年以上の有期雇用労働者」、「派遣労働者」
「母子家庭の母または父子家庭の父」等。詳細は二次元バーコードからご確認ください。

問い合わせ先などの詳細はこちらから➡



キャリアアップ助成金②（賃金規定等改定コース）

▶非正規労働者の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成します。パートタイム労働者など非正規労働者の賃金引き上げが対象です。

支給額

※中小企業の場合



賃金引き上げ率	3%以上 4%未満	4%以上 5%未満	5%以上 6%未満	6%以上
支給額 (1人あたり)	4万円	5万円	6.5万円	7万円

※一定の要件を満たした場合は助成額の加算あり。

増額改定から申請までの流れ

(例) 賃金一覧表を作成して新たに取り組む場合

- ① 有期雇用労働者等の基本給を時給、日給又は月給に換算
- ② 賃金の多寡の順に一覧表を作成
- ③ すべての等級の金額が **3%以上** の増額となるように改定し、実際に、改定後の基本給で給与を支給
- ④ **6か月分の賃金を支給した日の翌月から2か月間**、支給申請可能

<賃金一覧表の例>

等級	改定前時給	改定後時給
1	1,110円	1,150円
2	1,130円	1,170円
...	...	...
7	1,270円	1,310円
8	1,290円	1,330円

3%以上UP!

申請時の注意点

(最賃引き上げ分の助成を受けようとする場合)

11月30日 (最賃改定日の前日) までに

キャリアアップ計画書を**労働局に提出**する必要があります!



問い合わせ先などの詳細はこちらから➡

おまけ

▶10月になり、秋も本格的になってきましたね。秋は美味しい食べ物がたくさんあるので、食べることが大好きな私にとっては最高の季節です! (きのこは苦手ですが🍄)

▶さて、右のかわいい柴犬のポスターに記載しているとおり、10月は「年次有給休暇取得促進期間」ですので、8月号、9月号に続き、宮古署職員の前任地をご紹介します。

▶今回は、監督係の前任地、青森県です。監督係にインタビューしたところ「城ヶ倉大橋と中野もみじ山です。どちらも紅葉がきれいです💎」という回答でした。

▶「年次有給休暇取得促進特設サイト」では、働き方・休み方についての企業向け自己診断(無料・平均所要時間約8分)をすることが出来ますので皆さま是非ご活用ください。



賃金引上げ
を考えるなら

業務改善助成金

令和7年

9/5

改訂版

を活用しませんか？

この助成金は

設備投資により生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引き上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成率最大**80%**最大**600万円**

申請締切り

■第2期…**6/14(土)~11/30(日)**

【県最低賃金改正の前日】

☑土日祝でも電子申請（J-GRANTS）が可能です。

☑郵送、労働局への来局提出の場合は、**11/28(金)** 必着です。

設備投資って？

手作業で行っていた作業について機械を導入することによって業務が効率化する、などの投資が該当します。詳しくは交付要綱、交付要領をご覧ください。



要件を確認

1



中小企業
(企業単位)
である

大企業の子会社である中小企業は対象外

2



事業場内の最も低い賃金(時給換算)が改正後の地域別最低賃金未満の範囲内

岩手県の場合

NEW

■時給**952円~1,031円未満**の範囲に事業場で最も低い時給の労働者が入っていること

3



従業員の時給を**30円以上**引き上げたい。

NEW

賃金引上げ後の**事後申請OK**
※ただし交付申請時に賃上げ後の賃金台帳等の提出が必要です

4



生産性向上を図るような**設備投資**をこれからしたいと考えている。

この設備投資等にかかる費用を業務改善助成金で助成します。

5

助成金の利用をご検討ください

ご相談前に確認いただきたいポイント

?

- ☑事業場内で一番低い時給(月給・日給の場合は時給換算)が改定後の地域別最低賃金(1,031円)未満の範囲内ですか。
- ☑その時給には手当(資格手当や役職手当等)が含まれていますか。

?

- ☑この労働者の賃金を①いつ、②何人、③いくら引き上げる予定ですか。

?

- ☑どのような設備投資等を考えていますか。それは**交付要綱別表第3**と**交付要領別紙3**で助成対象になっていますか。

?

- ☑交付要綱、交付要領、業務改善助成金Q&Aを確認していますか。

■お問い合わせは**業務改善助成金コールセンター**へ

0120-366-440

受付時間▶平日午前9:00~午後5:00

■助成金を利用するための支援・ご相談は

岩手働き方改革推進支援センターへ

0120-576-073

受付時間▶平日午前9:00~午後5:00

申請先▶**岩手労働局雇用環境・均等室**

〒020-8522 盛岡市盛岡駅西通1-9-15

盛岡第2合同庁舎5F

T E L 019-604-3010

業務改善助成金

詳しくは厚生労働省HPでご確認ください。申請を検討する際は掲載の以下の資料を必ずご覧ください。

■ 交付要綱 ■ 交付要領 ■ 申請書記載例 ■ Q&A



対象者（事業場）

- ① 中小企業
- ② 事業場内最低賃金が改正後の地域別最低賃金未満まで（岩手県の場合952円～1,031円未満の範囲内）

支給要件 すべて満たすこと

- ① 事業場内最低賃金を一定額以上引き上げること
- ② 生産性向上に役立つ機器・設備などを導入して業務改善を行い、その費用を支払うこと
- ③ 解雇、賃金引き下げ等の不交付事由がないこと

助成額

最大
600 万円

助成率

事業場内の最低賃金	助成率
952円～999円（特例事業者）	4 / 5
1,000円～1,031円未満	3 / 4

引上げ額に応じた助成上限

引き上げる労働者数 赤字は事業場規模30人未満の額 (円)									
	1 人		2～3 人		4～6 人		7 人以上		★10人以上
30円コース 30円以上引き上げ	30万	60万	50万	90万	70万	100万	100万	120万	120万 130万
45円コース 45円以上引き上げ	45万	80万	70万	110万	100万	140万	150万	160万	180万 180万
60円コース 60円以上引き上げ	60万	110万	90万	160万	150万	190万	230万	230万	300万 300万
90円コース 90円以上引き上げ	90万	170万	150万	240万	270万	290万	450万	450万	600万 600万

■ 業務改善助成金は事業場ごと（本社、支社、工場等それぞれ）の申請です。

■ ただし法人番号ごとの事業主単位では、これらの事業場の申請額を合算して600万円が上限になります。

★10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象となります。

助成対象となる設備投資

基本

- 機械設備
- コンサルティング導入
- 人材育成・教育訓練 など

特別に

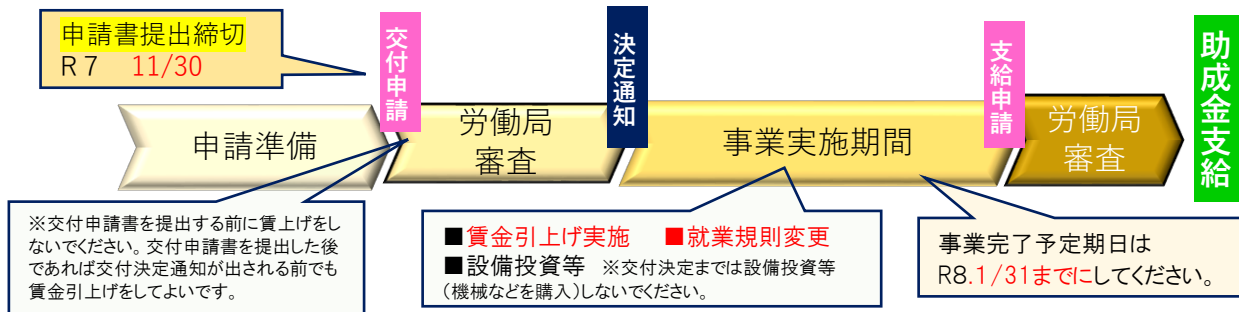
物価高騰等要件

原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等外的要因により、申請前3か月のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント以上低下した事業者（特例事業者）

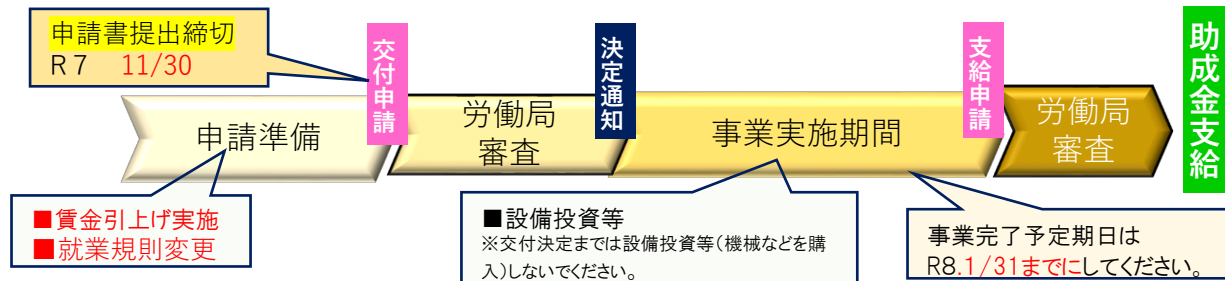
特別に以下の設備投資も可能です。

- PC ■ スマホ、タブレット
- 定員7人以上又は車両本体価格200万円以下の自動車 など

これから賃金引上げ予定の場合（11月30日までの賃金引上げが対象）



9月5日以降に既に賃金引上げ済みの場合（9月5日～11月30日までの賃金引上げが対象）



業務改善助成金での時給計算の仕方

業務改善助成金では事業場内の最も低い賃金が、改正後の地域別最低賃金（1,031円）未満であることが必要です。

ポイント1

時給計算に算入

- ☐ 基本給
- ☐ 日給
- ☐ 時給
- ☐ 各種手当（資格手当や役職手当など）
- ☐ 歩合給

時給+各種手当が支払われる場合の計算方法に注意

ポイント2

時給計算から除外

- ☐ 臨時に支払われる賃金（結婚手当等）
- ☐ 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ☐ 時間外割増賃金・休日割増賃金・深夜割増賃金
- ☐ 精皆勤手当・通勤手当・家族手当

詳しくはこちらでご確認ください



厚生労働省HP
最低賃金の確認方法

お願い

労働局では多くの中小企業のみなさまに業務改善助成金をご利用いただいております。以下の点にご留意ください。

■事業場内最低賃金の計算が正しくできていない、必要書類が添付されていない、申請書に記載されている内容と添付書類の内容が異なっているなどにより、いただいた書類では審査ができない場合があります。その際は、事業主様あてご連絡を差し上げ、ご対応いただくことになります。そのことにより労働局での審査に通常より多くの時間をいただく必要があります。迅速な審査を行いたいと考えておりますので、申請事業主のみなさまのご協力をお願いします。

添付書類の確認を！

■助成金の申請には、申請書のほか、賃金台帳や設備投資したいものの見積書が必要です。申請書の注意書きや要綱、要領を今一度お確かめください。

申請はお早めに

■審査状況により、申請から交付・支給決定までお待ちいただく場合があります。
■予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。

解雇に注意

■交付申請日前日から6か月～賃金引上げ後6か月経過日等に労働者を解雇した場合、助成金の対象とならない場合があります。

必ず確認

■必ず最新の要綱・要領、Q&A、で助成要件をご確認ください。

活用事例

事業内容	取組概要
足場工事	フォークリフトの導入により、機材の積み下ろしや資材の運搬が容易になった。資材置き場も整理整頓され、現場の準備時間及び片付け作業がそれぞれ30分短縮した。
製本・印刷	自動裁断機の導入により、裁断工程における作業スピードが従来の2倍程度まで向上した。また製本機の導入により、既存の製本機と2台体制が可能となり、製本工程のスピードが1.5倍程度に向上した。
学習塾	Web授業を実施するための機器（PC、カメラ、マイク等）の導入及びWeb授業専用ルームの設置により、Web授業の準備やそれに係る保護者への連絡等の事務作業が削減された。
歯科診療	デジタルレントゲン機器の導入により、画像が鮮明になり、1回10分程度かかっていた現像作業が1分程度に短縮された。また、ローラーのクリーニングや現像液の交換などのメンテナンスに要する時間や廃棄物が削減された。
清酒製造	ラベル発行プリンタの導入により、手作業で行っていたラベルへの製造年月日の記載が機械化されて、作業時間や記載ミスが削減され、製造や顧客管理等の業務に人員を集中できるようになった。
クリーニング	ハンガーのまま商品を包装する自動立体包装機の導入により、作業による仕上がりのばらつきもなくなり、1商品あたり30秒かかっていた作業時間が12秒に短縮された。
レンタルオフィス	監視カメラ及びスマートロックシステムの導入により、従業員不在の時間帯に不審者や事故への対応を遠隔地からでも管理可能になり、受付業務時間が半減して、1か月あたり約50時間の時間外労働を削減することができた。
美容院	オートシャンプーの導入により、頭皮環境及び髪への仕上がりが良好となった上、シャンプー及びトリートメントの施術に要する時間が顧客1人あたり約10分程度短縮され、従業員が休憩時間を取りやすい環境となった。
飲食店	ボタン式からタッチパネル式の券売機への入替により、1人あたりの発券作業がやや短縮され、毎月のサービスメニュー変更に伴う券売機の更新作業時間は約1時間から5分程度に短縮された。
貸し農園	監視カメラ及びモニターの導入により、現場に行くことなく農作物の育成状況の映像を農園使用者に対してメール配信が可能となった。また耕運機及び培土機の導入により約30時間の作業が6時間程度に短縮された。
自動車整備	高機能スキャンツールの導入により、各人の整備能力が標準化されサービス水準も向上し、1台あたり1時間かかっていた電子システムの故障診断が15～20分に短縮され、1日の整備台数は平均約2倍になった。
ビルメンテナンス	業務用コードレスクリーナーの導入により両手で作業していた階段清掃が片手で可能になって作業の安全性が向上し、床清掃時間は約10分短縮された。これにより消毒作業も可能になって清掃単価が向上する現場もあった。

参考ウェブサイト

厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」
 最新の要綱・要領やQ&A、「生産性向上のヒント集」、申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例などを掲載しています。

最低賃金特設サイト
 全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、サイト内の「賃金引上げ特設ページ」では賃金引上げに向けた取り組み事例を紹介

業務改善助成金

検索

最低賃金特設サイト

検索

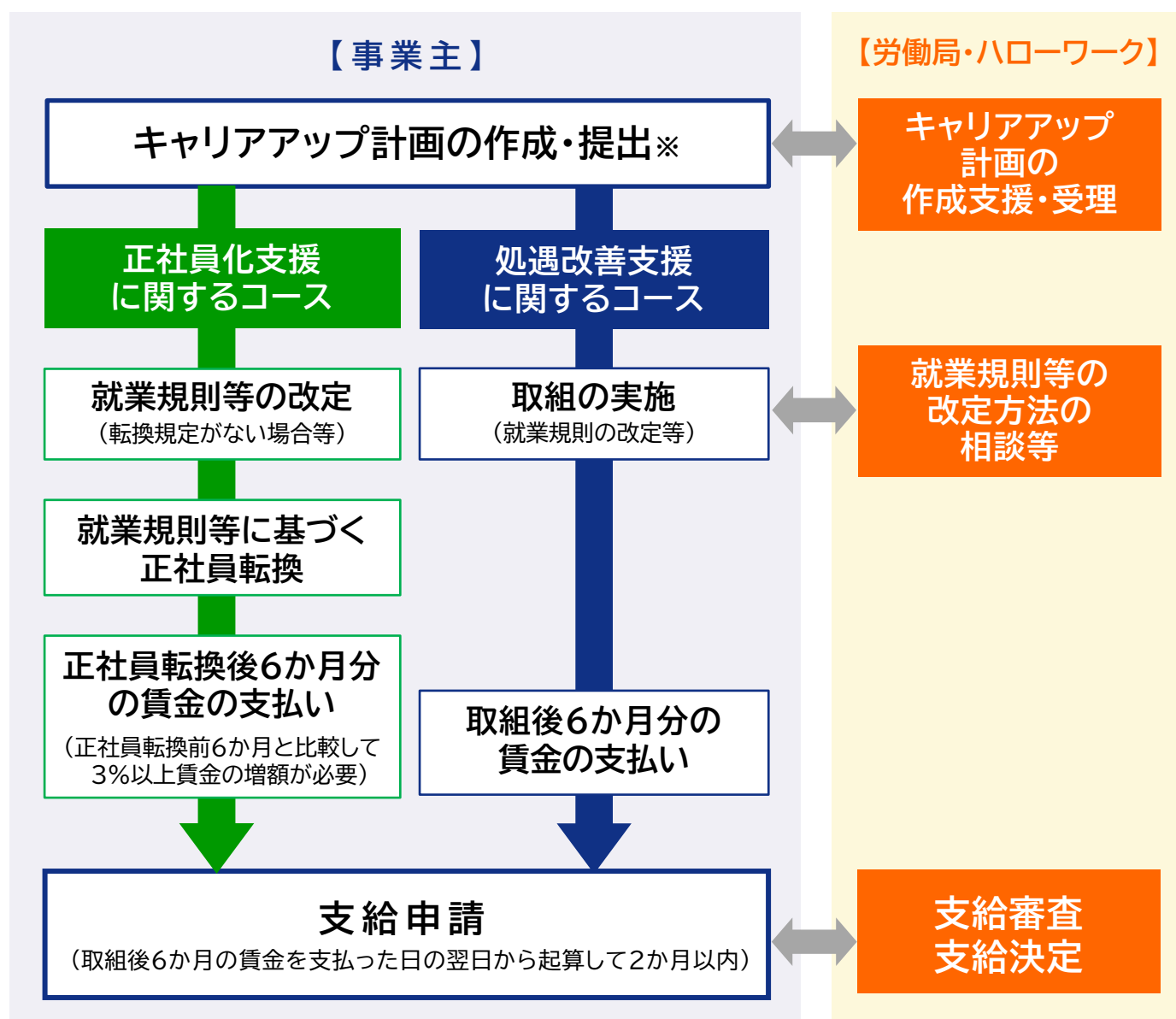
キャリアアップ助成金のご案内(令和7年度7月)

「キャリアアップ助成金」は、有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者(以下「有期雇用労働者等」といいます。))といった、**非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取り組みを実施した事業主に対して助成する制度**です。

助 成 内 容			中小企業の助成額		大企業の助成額			
正社員化支援	正社員化コース	有期雇用労働者等を正社員化(※)した場合(1人当たり) ※ 正規雇用労働者等へ転換または派遣労働者を正規雇用労働者等として直接雇用すること。 正規雇用労働者には「多様な正社員(勤務地限定・職務限定・短時間正社員)」を含みます。 ※ 新規学卒者で雇入れ日から起算して雇用期間が1年未満の者については支給対象外となります。		重点支援対象者 ★	左記以外	重点支援対象者 ★	左記以外	
			①有期 → 正規	80万円	40万円	60万円	30万円	
			②無期 → 正規	40万円	20万円	30万円	15万円	
			★ 以下a～cのいずれかに該当する者 a.雇入れから3年以上の有期雇用労働者 b.雇入れから3年未満で、次の①②いずれにも該当する有期雇用労働者 ①過去5年間に正規雇用労働者であった期間が1年以下 ②過去1年間に正規雇用労働者として雇用されていない c.派遣労働者、母子家庭の母等、人材開発支援助成金の特定訓練修了者 ※ 正社員転換等制度を新たに規定し、当該区分に転換等した場合に加算 1事業所当たり20万円(大企業の場合、15万円) ※ 多様な正社員制度(注)を新たに規定し、当該区分に転換等した場合に加算(注:勤務地限定・職務限定・短時間正社員いずれか1つ以上) 1事業所当たり40万円(大企業の場合、30万円)					
	障害者正社員化コース	障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換した場合(1人当たり) ※ 正規雇用労働者には「多様な正社員(勤務地限定・職務限定・短時間正社員)」を含みます。	① 重度身体障害者、重度知的障害者および精神障害者の場合					
			有期 → 正規		120万円		90万円	
			有期 → 無期		60万円		45万円	
			無期 → 正規		60万円		45万円	
			② 重度身体障害者、重度知的障害者および精神障害者以外の場合					
			有期 → 正規		90万円		67.5万円	
有期 → 無期			45万円		33万円			
無期 → 正規			45万円		33万円			
※ 助成額が支給対象期間における対象労働者に対する賃金の額を超える場合には、当該賃金の総額を上限額として支給します。								
処遇改善支援	賃金規定等改定コース	有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合(1人当たり)	3%以上4%未満	4万円	2.6万円			
			4%以上5%未満	5万円	3.3万円			
			5%以上6%未満	6.5万円	4.3万円			
			6%以上	7万円	4.6万円			
			※ 「職務評価」の手法の活用により増額改定を実施した場合に加算 1事業所当たり20万円(大企業の場合、15万円) ※ 有期雇用労働者等の昇給制度を新たに設けた場合に加算 1事業所当たり20万円(大企業の場合、15万円)					
	賃金規定等共通化コース	有期雇用労働者等と正規雇用労働者との共通の賃金規定等を新たに規定・適用した場合	1事業所当たり	60万円	45万円			
	賞与・退職金制度導入コース	有期雇用労働者等を対象に賞与・退職金制度を導入し、支給または積立を実施した場合	1事業所当たり	40万円	30万円			
			※ 同時に導入した場合に加算 16.8万円(大企業の場合、12.6万円)					
	社会保険適用時処遇改善コース	短時間労働者に以下のいずれかの取組を行った場合(1人当たり) ①新たに社会保険の被保険者となった際に、手当支給・賃上げ・労働時間延長を行った場合 ②労働時間を延長して新たに社会保険の被保険者とした場合	手当等支給メニュー	50万円	37.5万円			
			併用メニュー	50万円	37.5万円			
			労働時間延長メニュー	30万円	22.5万円			
	NEW 短時間労働者労働時間延長支援コース	(1年目の取組) 短時間労働者に右の①～④のいずれかの取組を行った場合(1人当たり) (2年目の取組) 1年目の取組後、短時間労働者に右の①②のいずれかの取組を行った場合(1人当たり)	1年目	労働時間の延長	賃金の増加	小規模企業	中小企業	大企業
				①5時間以上	—	50万円	40万円	30万円
②4時間以上5時間未満				5%以上				
③3時間以上4時間未満				10%以上				
④2時間以上3時間未満			15%以上					
2年目			①労働時間をさらに2時間以上延長	—	25万円	20万円	15万円	
			—	②基本給をさらに5%以上増加または昇給、賞与もしくは退職金制度の適用				

キャリアアップ助成金申請までの流れ

「キャリアアップ助成金」の活用にあたっては、各コースの実施日の**前日までに「キャリアアップ計画」の提出が必要**です。



※ 計画の提出(支給申請)は、窓口への持参、郵送、電子申請によって行うことができます。

- 支給要件の詳細や助成上限(人数・回数等)については、厚生労働省ウェブサイトをご確認ください。パンフレット、申請様式、Q&A等も掲載しています。
- 正社員化コース、障害者正社員化コース、社会保険適用時処遇改善コースは、各支給対象期の取組を講じた場合の合計金額です。

詳しくは、最寄りの都道府県労働局またはハローワークにお問い合わせください

キャリアアップ助成金

検索

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html

厚生労働省
キャリアアップ助成金

